

ワーキンググループ運用規則

2011年7月6日制定

(目的)

第1条 本規則は、GEMITS アライアンスパートナーズ規約(以下、「規約」という)第24条に基づき、ワーキンググループ(以下、「WG」という)の円滑な運営を図ることを目的として、WGについて定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規則において、用語の定義は規約のそれに従う。

(WGの設置及び解散)

第3条 WGの設置および解散は、理事会の議決による。

(WG委員の選出及び任期)

第4条 WG委員は、理事会が会員或いは会員の社員又は役員の中から公募し委嘱する。

2 WG委員の任期は、理事会が決定するものとする。

(WG委員の職務)

第5条 WG委員は、理事会の議決に基づき、WGを開催して次の各号を審議する。

- (1) 専門事項に関する問題点の検討と対策の立案
- (2) その他専門事項に関し理事会が必要と認めた事項

(WGの構成)

第6条 WGには、委員長1名及び副委員長1名又は2名を置き、WG委員の互選により選出する。

(WGの開催及び議事)

第7条 WGは、必要の都度委員長が招集する。また、WGの議長は委員長とし、開催日時、開催場所、出席者及び議事概要を記載した議事録を作成するものとする。

(理事会への報告)

第8条 WGは、WGでの審議状況について定期的に理事会に報告するものとする。

(WGに関わる費用)

第9条 WGの業務遂行に要する費用の支出は、理事会の承認のもとに、本会が負担するものとする。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会において行うものとする。

(附則)(2011年7月6日制定)

第1条 本規則は、2011年7月6日から適用する。